

議案議第 1 号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 田中良二

## 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成3年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表産業経済委員会の項を次のように改める。

産業観光経済委員会	10人	(1) PR・観光戦略部の分掌に属する事項 (2) 商工労働水産部の分掌に属する事項 (3) 農政部の分掌に属する事項 (4) 労働委員会の所管に属する事項 (5) 海区漁業調整委員会の所管に属する事項 (6) 内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
-----------	-----	--

第2条の表企画観光建設委員会の項を次のように改める。

企画建設委員会	11人	(1) 企画部の分掌に属する事項 (2) 土木部の分掌に属する事項 (3) 収用委員会の所管に属する事項 (4) 工業用水道部の所管に属する事項
---------	-----	---

### 附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の鹿児島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ施行日において改正後の鹿児島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

左欄	右欄
産業経済委員会	産業観光経済委員会
企画観光建設委員会	企画建設委員会

- この条例の施行の際現に旧条例第2条の常任委員会に付託されている事件は、新条例第2条の規定により当該事件に係る事項を所管する常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

(提案理由)

常任委員会の名称及び所管事項を変更しようとするものである。